

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年5月27日

【計算期間】 第10期中（自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日）

【ファンド名】 ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（3倍レバレッジ型）
(Nomura Global Market Neutral Fund)

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カプラス
(Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 白川 もえぎ

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6888) 1194

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）により管理されるノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（3倍レバレッジ型）（Nomura Global Market Neutral Fund）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（1）【投資状況】

（2016年3月末日現在）

資産の種類	国名	時価 (円)	投資比率 (%)
債券	ケイマン諸島	1,350,350	0.69
現金およびその他の資産（負債控除後）		193,925,598	99.31
純資産総額		195,275,948	100.00

（注1） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2） 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（2）【運用実績】

①【純資産の推移】

2016年3月末日および同日前1年間における各月末の純資産総額および1口当り純資産価格の推移は次のとおりです。

	純資産総額（円）	1口当り純資産価格（円）
2015年4月末日	195,194,096	2,734
5月末日	195,081,213	2,732
6月末日	195,427,465	2,737
7月末日	195,361,368	2,736
8月末日	195,193,927	2,734
9月末日	195,126,237	2,733
10月末日	195,074,687	2,732
11月末日	195,000,230	2,731
12月末日	195,235,890	2,734
2016年1月末日	195,153,290	2,733
2月末日	195,344,552	2,736
3月末日	195,275,948	2,735

②【分配の推移】

期間	分配金（円）
2015年4月1日から2016年3月末日	0

③【収益率の推移】

期間	収益率（％）（注）
2015年4月1日から2016年3月末日	0.07

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝当該期間最終日の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝2015年3月末日の受益証券1口当り純資産価格

2【販売及び買戻しの実績】

2016年3月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2016年3月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

販売口数	買戻口数	発行済口数
3,000 (0)	3,000 (3,000)	71,400 (71,400)

(注) ()の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

3【ファンドの経理状況】

1. ファンドの日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、日本円で表示されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

（１）【資産及び負債の状況】

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（３倍レバレッジ型）

純資産計算書

2016年２月29日現在

（日本円で表示）

	注記	
資産の部		
投資有価証券—純資産額 （取得価額：5,000,000円）	2、3	1,386,050
銀行預金		202,378,348
資産合計		203,764,398
負債の部		
未払費用	8	8,419,846
負債合計		8,419,846
純資産		195,344,552
発行済受益証券数		71,400
１口当り純資産価格		2,736

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（3倍レバレッジ型）

発行済受益証券数の変動表

2016年2月29日に終了した期間

期首現在発行済受益証券数	71,400
発行受益証券数	3,000
買戻受益証券数	(3,000)
期末現在発行済受益証券数	71,400

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（3倍レバレッジ型）

財務書類に対する注記

2016年2月29日現在

注1－組織

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（3倍レバレッジ型）（「ファンド」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）の間に締結された2006年6月9日付信託証書に基づいて設定された。ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠する投資信託である。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制され、ケイマン諸島金融庁（CIMA）に登録されており、それにより、CIMAに対する目論見書及び年次監査報告の届出が課されている。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する許可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

ファンドの投資目的は、すべての市況において、安定的な元本の成長を低いボラティリティかつ下落リスクの抑制で達成することである。受託会社は、パークレイズ・バンク PLC（「本債券発行会社」）が、40,000,000,000英ポンドのストラクチャード・ノート・プログラムに基づき発行した、2016年7月29日満期ゴテックス／ノムラ・レバレッジド・インデックス 1（「インデックス」）連動債券（「本債券」）に、ファンドの資産のほとんどを投資することにより、本目的の達成を図る。本債券への投資に充当されないファンドの資産は、現金および現金同等物として保有されている。インデックスのスポンサーは、本債券発行会社である。ファンドの本債券への投資に関する詳細については、注記3を参照のこと。

ファンドは、2016年8月31日に終了することを予定して設定されている。

2016年8月31日までに本債券のすべての完全な買戻しまたは償還がなされる見込みがないことから、信託証書第34条(a)(vi)項に基づき、受託会社と管理会社は、ファンドの存続期間を2016年8月31日から2017年2月28日まで延長することを2016年2月2日に決定した。

ファンドは、信託証書に基づき早期に終了すること、または受託会社と管理会社との合意の上、信託期間を延長することができる。2016年2月29日現在、管理会社および受託会社は、ファンドを早期に終了する予定はない。

受益者には、ファンドがルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下にもない旨留意されたい。

注2－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成され、以下の重要な会計方針を採用している。

証券への投資

ファンドの投資対象は、本債券のみである。ファンドが投資する本債券は、決定代理人としての資格において、本債券発行会社より取得する買呼値で評価される。

本債券の価格は、ゴテックス／ノムラ・マーケット・ニュートラル・ファンド（USD）リミテッド（「ゴテックス・ノムラMNファンド」）の価値に連動している。決定代理人は、目論見書に従い、ゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社および管理会社より得た情報に依拠し、本債券の価値を決定する。市場における流動性不足により、本債券の実際の売却価格または換金可能な価格は、決定代理人が見積もりファンドが計上したものと著しく異なる場合がある。

現金およびその他の流動資産は、未収利息を加えた額面で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、期末日の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建て投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の損益（純額）に含まれる。

2016年2月29日現在の為替レート：

1円＝0.00809ユーロ

1円＝0.00884米ドル

注３－本債券への投資

ファンドは、受益証券の発行手取金総額のほとんどを、本債券に投資している。したがって、その運用実績は、本債券の運用実績に依拠し、本債券の運用実績は、さらにゴテックス・ファンド・マネジメント・エスエーアールエルが運用するゴテックス・ノムラMNファンドの運用実績に依拠する。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資目的は、主要な株式および債券市場の指数との低い相関関係の中で、中期的に堅実な収益をあげることである。

ゴテックス・ノムラMNファンドは、マルチ・ストラテジー、マルチ・マネージャー、ファンド・オブ・ヘッジファンズ投資アプローチにより投資目的の達成を図る。ゴテックス・ノムラMNファンドは、主にマーケット・ニュートラル戦略を追求する、少なくとも40のヘッジファンド投資の影響を受ける。

本債券は、（i）ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよび（ii）ローン・ユニットへの想定上の投資からなるインデックスに連動する。インデックスを構成するゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよびローン・ユニットの比率は、常時変動し、パークレイズ・バンク PLCが、ダイナミック・レバレッジ・メカニズム（「配分メカニズム」）により、決定代理人としての資格において決定する。当初設定期間の後、本債券は、およそ3倍のレバレッジ（本債券1ユニットにつき、想定借入金を2ユニット相当とする。）を適用する。実際のレバレッジは、本債券の存続期間中、配分メカニズムにより変動する。本債券は、元本が保証されているものではない。悪化した市況下では、ファンドは、その当初の投資の一部または全部を喪失するおそれがある。レバレッジの利用により、ゴテックス・ノムラMNファンドの価値が低下した場合、ファンドは、仮にゴテックス・ノムラMNファンドへ直接投資した場合よりも著しく速く、その当初の投資を喪失するおそれがある。

決定代理人は、2009年5月5日付で、本債券の投資家に対し、決定代理人が重大であると決定したゴテックス・ノムラMNファンドの投資ガイドラインの違反により、終了事由が引き起こされた旨の通知をした。その結果、ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットはゼロに設定され、ゴテックス・ノムラMNファンドに対して全額買戻し請求がなされた。ゴテックス・ノムラMNファンドの取締役は、2009年7月、流動性不足により、全てのゴテックス・ノムラMNファンドの買戻しを停止した。買戻し請求の一部は以後履行され、かかる手取金は本債券のレバレッジ・ポジションの解消のために使用された。2016年2月29日現在、ファンドは、その純資産の0.71%を、ゴテックス・ノムラMNファンドへ直接投資する本債券で引き続き保有している。買戻し請求が完了する正確な時期は現時点では不明である。すべての本債券が完全に買戻された場合、信託証書に従ってファンドは終了する可能性がある。管理会社は、ファンドの終了日である2017年2月28日より前に、かかる事由が生じるとは予想していない。

注４－受託会社の報酬

受託会社は、ファンドの事業年度（計算期間）の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.01%に相当する額、およびファンドのために直接負担した立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注５－管理会社の報酬

管理会社は、その役務につき、管理会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの事業年度（計算期間）の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.01%に相当する額、およびファンドのために直接負担した立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注６－代行協会員の報酬

代行協会員契約に定める条件を前提として、管理会社は、代行協会員が提供した役務に関して正当に負担した立替実費の請求があれば、ファンドの費用負担において支払うことができる。代行協会員は、当該経費見積り書に同経費明細を添えて管理会社に提出するものとする。さらに、代行協会員は、ファンドの純資産額の年率0.50%に相当する額を、ファンドの資産から四半期毎に日本円で後払いにて受け取る資格を有する。ただし、代行協会員は、2009年1月1日より、今後通知をするまで、代行協会員報酬を放棄する旨合意した。

注７－保管会社および事務代行会社の報酬

保管会社は、その役務につき、ファンドの事業年度（計算期間）の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.03%に相当する額、およびファンドのために直接負担した立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

事務代行会社は、その役務につき、ファンドの事業年度（計算期間）の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.15%に相当する額、およびファンドのために直接負担した立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注８－未払費用

	(日本円)
事務代行会社報酬	73,235
保管会社報酬	238,740
コルレス銀行手数料	11,567
受託会社および管理会社報酬	9,763
弁護士報酬	604,617
海外登録費用	3,795,124
専門家報酬	2,316,500
その他費用	1,370,300
未払費用	<u>8,419,846</u>

注９－分配

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者に対し、受益者の保有受益証券口数に応じて、ファンドの投資収益から分配を行うことができる。分配は、当該基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2016年2月29日に終了した期間中、ファンドによる受益者に対する分配は行われなかった。

注10－税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

（２）【投資有価証券明細表等】**①【投資株式明細表】**

該当事項はありません。

②【株式以外の投資有価証券明細表】

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（３倍レバレッジ型）

投資有価証券明細表

2016年２月29日現在

（日本円で表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	純資産額	純資産に 占める 割合 (%)
ケイマン諸島					
債券					
日本円	5,000,000	パークレイズ・バンク PLC 0% 29/07/16	5,000,000	1,386,050	0.71
			5,000,000	1,386,050	0.71
		ケイマン諸島合計	5,000,000	1,386,050	0.71
投資有価証券合計			5,000,000	1,386,050	0.71

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

③【投資不動産明細表】

該当事項はありません。

④【その他投資資産明細表】

該当事項はありません。

⑤【借入金明細表】

該当事項はありません。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,586万円）で、2016年3月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約306万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2016年5月9日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝122.29円）によります。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

i）管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法（以下「2013年法」といいます。）の第1条第46項に規定されるオルタナティブ投資ファンド運用会社です。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 2013年法の第5条第2項および別表Iに基づき、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）の資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと
- (b) ルクセンブルグで設立され、AIFMDおよび2013年法に規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関して、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（その後の改正を含みます。）（以下「2010年法」といいます。）の第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、（１）顧客毎の一任運用、（２）投資顧問業務、（３）投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または（４）2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、欧州連合域内における業務提供の自由に関する規定に基づき、または欧州連合域内における設立の自由に関する規定に基づく支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、2016年3月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しています。

（2016年3月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	3,887,137,286.31米ドル
		1	206,373,117.71ユーロ
		2	3,075,828,716.74豪ドル
		1	149,150,896.74カナダドル
		1	709,396,703.16ニュージーランドドル
		1	69,462,706.56英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	17	1,323,301,614.38米ドル
		7	160,184,965.82ユーロ
		12	365,367,151,946円
		9	700,513,781.45豪ドル
		4	49,557,406.03カナダドル
		5	255,373,402.08ニュージーランドドル
		3	16,612,866.69英ポンド

ケイマン諸島	その他のファンド	17	606,665,675.01米ドル
		1	332,813,979.53南アフリカ・ランド
		1	16,464,115.11ユーロ
		26	23,289,630,216円
		6	626,927,599.30豪ドル
		3	189,142,460.18ニュージーランドドル

ii) 管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ファンドの管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、信託証書に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグで設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドの勘定で行う独占的な権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（あった場合）ならびに受益証券1口当たり純資産価格の計算についても責任を有します。これらの義務の一部は、販売会社兼代行協会および事務代行会社に委託されています。

信託証書に基づき、管理会社は、管理会社の故意による懈怠、詐欺もしくは過失、もしくは管理会社の未必の故意によってその義務を無視することによる作為または不作為についてのみ責任を有し、それ以外の作為または不作為については責任を有しません。受益者は、かかる請求、訴訟行為、要求または権利主張が管理会社の故意による懈怠、詐欺または過失に起因する場合を除き、管理会社に起因する請求、訴訟行為、要求または権利主張については、ファンドの資産に対してのみ償還を請求するものとします。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドに関連するあらゆる訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対し、ファンドの資産に対して補償および償還を請求するものとします。かかる補償請求は、管理会社の故意による懈怠、詐欺もしくは過失、もしくは管理会社の未必の故意によってその義務を無視することによる作為や不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、過去または現在の受益者から補償を受ける権利を有しません。

ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）による改正を含みます。）に明示的に規定される場合を除き、管理会社は自己に付与されたあらゆる権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の一部または全部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委任する権限を有します。管理会社は、いずれかの受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。管理会社の故意による懈怠、詐欺もしくは過失、または管理会社の未必の故意によるその義務の無視による行為でない限り、適用ある法に規定される事項については、受任者もしくは再受任者側の不適切な振る舞いまたは不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により、辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。受益者はいつでも、受益者の決議により、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することができます。

（3）【その他】

本書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の募集販売は、2010年法第100条により禁じられています。

5【管理会社の経理の概況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2016年5月9日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝122.29円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2015年6月9日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 9, 2015

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2014年6月4日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2014 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, 4 June, 2014

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

（１）【資産及び負債の状況】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2015年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2015年３月31日		2014年３月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
1年以内期限到来		401,155	49,057	432,756	52,922
銀行預金、郵便振替預金、 小切手および手元現金	11	8,050,201	984,459	7,788,467	952,452
		8,451,356	1,033,516	8,221,223	1,005,373
前払費用		18,750	2,293	29,489	3,606
資産合計		8,470,106	1,035,809	8,250,712	1,008,980
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	45,859	375,000	45,859
準備金					
法定準備金	4	37,500	4,586	37,500	4,586
その他準備金	4	1,130,000	138,188	1,290,000	157,754
繰越損益	4	5,255,936	642,748	3,899,759	476,902
当期損益	4	633,681	77,493	1,196,177	146,280
		7,432,117	908,874	6,798,436	831,381
引当金					
納税引当金	5	807,746	98,779	1,222,740	149,529
		807,746	98,779	1,222,740	149,529
非劣後債務					
買掛債権					
1年以内期限到来	6	204,352	24,990	206,301	25,229
税金および社会保障債務					
税金債務		9,210	1,126	11,171	1,366
社会保障債務		16,681	2,040	12,064	1,475
		230,243	28,156	229,536	28,070

負債合計	8,470,106	1,035,809	8,250,712	1,008,980
------	-----------	-----------	-----------	-----------

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2015年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2015年3月31日終了年度		2014年3月31日終了年度	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用	10、11	379,754	46,440	242,513	29,657
人件費					
給与および賃金	9	811,587	99,249	757,768	92,667
給与および賃金にかかる 社会保障費	9	71,873	8,789	67,087	8,204
その他営業費用		25,000	3,057	10,417	1,274
利息およびその他金融費用					
関連事業に関する金額		1,916	234	—	—
所得税	5	110,827	13,553	167,619	20,498
当期利益		633,681	77,493	1,196,177	146,280
費用合計		2,034,638	248,816	2,441,581	298,581
収益					
純売上高	1	2,025,472	247,695	2,275,971	278,328
金融固定資産からの収益	8	—	—	137,023	16,757
その他利息およびその他金融 収益					
関連事業から派生する金額	7、11	9,166	1,121	28,587	3,496
収益合計		2,034,638	248,816	2,441,581	298,581

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2015年3月31日に終了した年度

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

2014年3月31日現在の項目の一部は、比較のため、必要に応じて修正再表示されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3－払込済資本金

2015年3月31日および2014年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注４－準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2014年３月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759
前期の利益	—	—	1,196,177
資産税準備金の純取崩し	—	(305,000)	305,000
資産税準備金	—	145,000	(145,000)
2015年３月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2015年３月31日現在、配当不可能準備金は合計1,130,000ユーロであり、これは、2009年から2014年までの間に資産税積立金として計上された額の５倍に相当する。

2014年６月10日に行われた年次総会により、2008年の資産税準備金の全額である305,000ユーロが取り崩され、2014年度の資産税準備金として145,000ユーロが計上された。

注５－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注６－買掛債権

2015年３月31日および2014年３月31日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注７－その他利息およびその他金融収益

	2015年３月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年３月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益／（損失）	9,166	25,540
派生商品および為替契約に係る未実現利益／（損失）の純変動	—	3,047
	9,166	28,587

注8－金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	—	136,762
受取配当金	—	261
	<u>—</u>	<u>137,023</u>

注9－スタッフ

2015年3月31日に終了した年度中、当社は6名を雇用していた。

2014年3月31日現在、当社の従業員は6名であった。

注10－その他対外費用

その他対外費用は、以下のとおり構成されている。

	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)
所在地事務報酬	119,250	25,000
コンサルタント報酬	45,224	—
海外規制費用	104,173	119,228
その他費用	111,107	98,285
	<u>379,754</u>	<u>242,513</u>

注11－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2015年3月31日および2014年3月31日に終了した事業年度に利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2015年3月31日および2014年3月31日に終了した事業年度につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「その他対外費用」の項目に計上されている。

注12－運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2015年3月31日現在、約16,039百万ユーロである（2014年：15,250百万ユーロ）。

注13－受取保証

当社は2014年4月23日に、当社がオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法の第8条第3項に規定される自己資本規制を遵守するために必要である場合に、2.5百万ユーロを限度としてノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが加算金を支払うことを保証する無期限の保証状をノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーから受領した。保証状は、2015年3月27日をもって終了した。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		401,155	432,756
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	11	8,050,201	7,788,467
		<u>8,451,356</u>	<u>8,221,223</u>
PREPAYMENTS		<u>18,750</u>	<u>29,489</u>
TOTAL (ASSETS)		<u><u>8,470,106</u></u>	<u><u>8,250,712</u></u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves			
Legal reserve	4	37,500	37,500
Other reserves	4	1,130,000	1,290,000
Profit or loss brought forward	4	5,255,936	3,899,759
Profit or loss for the financial year	4	633,681	1,196,177
		<u>7,432,117</u>	<u>6,798,436</u>
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	807,746	1,222,740
		<u>807,746</u>	<u>1,222,740</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	6	204,352	206,301
Tax and social security debts			
Tax debts		9,210	11,171
Social security debts		16,681	12,064
		<u>230,243</u>	<u>229,536</u>
TOTAL (LIABILITIES)		<u><u>8,470,106</u></u>	<u><u>8,250,712</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2015
 (expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2014</i>
CHARGES			
Other external charges	10, 11	379,754	242,513
Staff costs			
Salaries and wages	9	811,587	757,768
Social security on salaries and wages	9	71,873	67,087
Other operating charges		25,000	10,417
Interest and other financial charges concerning affiliated undertakings		1,916	---
Income tax	5	110,827	167,619
Profit for the financial year		633,681	1,196,177
TOTAL CHARGES		<u>2,034,638</u>	<u>2,441,581</u>
INCOME			
Net turnover	1	2,025,472	2,275,971
Income from financial fixed assets	8	---	137,023
Other interest and other financial income derived from affiliated undertakings	7, 11	9,166	28,587
TOTAL INCOME		<u>2,034,638</u>	<u>2,441,581</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2015

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

When necessary, some captions as at March 31, 2014 have been restated to allow comparison.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2015 and 2014, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2014	37,500	1,290,000	3,899,759
Previous year 's profit	---	---	1,196,177
Net release of net worth tax reserve	---	(305,000)	305,000
Net worth tax reserve	---	145,000	(145,000)
Balance as at March 31, 2015	37,500	1,130,000	5,255,936

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2015, the non-distributable reserve amounted EUR 1,130,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2009 to 2014.

As per Annual General Meeting held on June 10, 2014, the 2008 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 305,000 while a net worth tax reserve of EUR 145,000 was constituted for 2014.

Note 5 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial periods for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 6 – Trade creditors

As at March 31, 2015 and 2014, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Other interest and other financial income

	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	9,166	25,540
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	---	3,047
	<u>9,166</u>	<u>28,587</u>

Note 8 – Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
Net realised gain on financial fixed assets	---	136,762
Dividend received	---	261
	<u>---</u>	<u>137,023</u>

Note 9 – Staff

During the year ended March 31, 2015 , the Company has employed 6 persons.

The Company had 6 employees as of March 31, 2014.

Note 10 – Other external charges

Other external charges comprises:

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2014</i>
Domiciliation fees	119,250	25,000
Consultancy fees	45,224	---
Overseas regulation fees	104,173	119,228
Other charges	111,107	98,285
	<u>379,754</u>	<u>242,513</u>

Note 11 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the years ended March 31, 2015 and 2014. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2015 and 2014 is recorded in the caption Other external charges in the profit and loss account.

Note 12 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 16,039 million as at March 31, 2015 (2014: EUR 15,250 million).

Note 13 – Guarantee received

On April 23, 2014, the Company received a guarantee letter from Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an unlimited duration whereas Nomura Bank (Luxembourg) S.A. guarantees to pay any additional amount, limited to EUR 2.5 million, that the Company would need to comply with the capital requirements defined as per article 8 (3) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers. The guarantee letter was terminated with effective date on March 27, 2015.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c. 日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2016年5月9日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝122.29円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2015年9月30日現在

(ユーロで表示)

	注記	2015年 9月30日		2014年 9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
1 年以内期限到来		348,077	42,566	417,052	51,001
銀行預金、郵便振替預金、 小切手および手元現金	10	8,513,112	1,041,068	7,664,982	937,351
		8,861,189	1,083,635	8,082,034	988,352
前払費用		6,250	764	—	—
資産合計		8,867,439	1,084,399	8,082,034	988,352
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	45,859	375,000	45,859
準備金					
法定準備金	4	37,500	4,586	37,500	4,586
その他準備金	4	965,000	118,010	1,290,000	157,754
繰越利益	4	6,054,617	740,419	5,095,936	623,182
当期利益		321,763	39,348	311,425	38,084
		7,753,880	948,222	7,109,861	869,465
引当金					
納税引当金	5	894,682	109,411	788,887	96,473
		894,682	109,411	788,887	96,473
非劣後債務					
買掛債権					
1 年以内期限到来	6	186,903	22,856	159,718	19,532
税金および社会保障債務					
税金債務		9,512	1,163	9,519	1,164
社会保障債務		22,462	2,747	14,049	1,718
		218,877	26,766	183,286	22,414

負債合計	8,867,439	1,084,399	8,082,034	988,352
------	-----------	-----------	-----------	---------

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2015年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	2015年9月30日に 終了した期間		2014年9月30日に 終了した期間	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用	9、10	139,241	17,028	143,491	17,548
人件費					
給与および賃金	8	374,239	45,766	423,765	51,822
給与および賃金にかかる 社会保障費	8	28,810	3,523	27,536	3,367
その他営業費用		12,500	1,529	12,500	1,529
利息およびその他金融費用					
関連事業に関する金額	7、10	12,663	1,549	6,157	753
所得税	5	86,936	10,631	91,968	11,247
当期利益		321,763	39,348	311,425	38,084
費用合計		976,152	119,374	1,016,842	124,350
収益					
純売上高	1	976,152	119,374	1,016,842	124,350
収益合計		976,152	119,374	1,016,842	124,350

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2015年9月30日に終了した期間

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の概要

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

2014年9月30日現在の項目の一部は、比較のため、必要に応じて修正再表示されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、中間財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期会計期間中に支払われるが当期会計期間に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3－払込済資本金

2015年9月30日および2014年9月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注４－準備金および繰越利益

当期における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2015年３月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936
前期の利益	—	—	633,681
資産税準備金の純取崩し	—	(340,000)	340,000
資産税準備金	—	175,000	(175,000)
2015年９月30日現在残高	37,500	965,000	6,054,617

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2015年３月31日現在、配当不可能準備金は合計1,130,000ユーロであり、これは、2009年から2014年までの間に資産税積立金として計上された額の５倍に相当する。

2015年６月９日に行われた年次総会により、2009年の資産税準備金の全額である340,000ユーロが取り崩され、2015年度の資産税準備金として175,000ユーロが計上された。

注５－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注６－買掛債権

2015年９月30日および2014年９月30日現在、残高は、未払いのコンサルタント報酬、給与に関する積立金および所在地事務報酬で構成されていた。

注７－利息およびその他金融費用

	2015年９月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2014年９月30日 に終了した期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益／（損失）	(10,963)	(6,157)
短期預金契約に係る受取／（支払）利息	2,177	—
当座預金口座に係る受取／（支払）利息	(3,877)	—
	(12,663)	(6,157)

注８－スタッフ

2015年９月30日および2014年９月30日に終了した期間中、当社は６名を雇用していた。

注９－その他対外費用

その他対外費用は、以下のとおり構成されている。

	2015年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2014年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)
所在地事務報酬	58,500	50,000
海外登録費用	42,473	43,641
その他費用	38,268	49,850
	<u>139,241</u>	<u>143,491</u>

注10－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

2015年9月30日および2014年9月30日に終了した期間の当座預金口座の利息は、ゼロまたはマイナスであった。短期預金契約は、2015年9月30日に終了した期間に受取利息が生じた。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客と同様のスプレッドを差し引いた後の利率であった。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2015年9月30日および2014年9月30日に終了した期間につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「その他対外費用」の項目に計上されている。

（２）【損益の状況】

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況 （１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。